

協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

改 正 案	現 行
<p>第七十条 銀行法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 信用協同組合等及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 直近の五連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（(4)に掲げる事項については、信用協同組合連合会に限る。）</p> <p>(5) (4) (1) (7) 包括利益 (3)(略)</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>第七十条 銀行法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 信用協同組合等及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 直近の五連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項</p> <p>(4) (新設)(1) (6) (略)(3)(略)</p> <p>三・四 (略)</p>